

# 第 32 回総会議事録

(令和 5 年 2 月 24 日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第32回総会 議事録	
日 時	令和5年2月24日（金）午後2時40分～午後16時05分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可取消願に対する意見決定について</p> <p>第5号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第11号議案 農用地利用集積計画案の審議について</p> <p>第12号議案 農用地利用配分計画の意見照会について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第5号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した1月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p> <p>第9号 横浜市中央農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>27番 報告</p> <p>28番 報告</p> <p>29番 許可</p> <p>第2号議案</p>

	<p>30番 許可相当</p> <p>31番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>34番 許可相当</p> <p>35番 許可相当</p> <p>36番 許可相当</p> <p>37番 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>1番 許可取消相当</p> <p>第5号議案</p> <p>63番 証明交付</p> <p>64番 証明交付</p> <p>65番 証明交付</p> <p>66番 証明交付</p> <p>67番 証明交付</p> <p>第6号議案</p> <p>15番 証明交付</p> <p>16番 証明交付</p> <p>第7号議案</p> <p>18番 利用確認</p> <p>19番 利用確認</p> <p>20番 利用確認</p> <p>第8号議案</p> <p>16番 証明交付</p> <p>第9号議案</p> <p>51番 協力</p> <p>52番 協力</p> <p>53番 協力</p> <p>54番 協力</p> <p>55番 協力</p> <p>56番 協力</p> <p>57番 協力</p> <p>58番 協力</p>
--	---

	<p>第10号議案 9番 承認 10番 承認</p> <p>第11号議案 決定</p> <p>第12号議案 承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後2時40分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第32回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号5番 加藤 保委員、9番 阿部 敏委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>27番及び28番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>両申請は、令和4年8月第26回総会にて、農地法第3条の土地の競売買受適格証明について審議済みです。譲受人が最高買受申出人であることの証明書と併せて3条許可申請書が提出されましたので、許可しましたことをご報告いたします。</p>
議長	<p>27番及び28番については、報告となります。</p> <p>続いて、29番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件は、世帯内贈与です。申請者は、世帯で露地野菜を栽培しています。所有の農地は、世帯で農業を行っており所有地及び借入地もすべて露地野菜が適正に耕作されております。</p> <p>耕作面積は、約157aで旭区の下限面積の30aを超えております。通作距離も現在の耕作地ですので問題ありません。周囲との調和条件については問題ありません。</p> <p>以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>29番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。</p>

阿部委員	特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。
議長	29 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、29 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、29 番は許可と決定します。 続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。30 番について、事務局から説明してください。
事務局	申請者は相続により申請地を取得しましたが、現在耕作できておらず後継者もないため申請地の有効活用を考えていたところ、近隣住民より駐車場として利用したいとの申し入れがありました。自身と別住所の息子の車も駐車場所を探していたため自宅から近く管理がしやすい申請地を駐車場として転用するものです。 立地基準は第 3 種農地です。前面道路に上下水道があり、500m 以内に宮の原第一公園と宮の原第二公園があります。 敷地内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透とします。西側を出入口とし、北側の宅地との境界及び東側の道路との境界にはコンクリートブロック 2 段を新設します。南側は既存の擁壁があるためそのままとします。出入口部分の縁石の切り下げについて港北土木事務所と調整済みです。 申請者に農地法上の違反はありません。 計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。
議長	30 番について、加藤委員の意見はいかがですか。
加藤委員	特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。
議長	30 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、30 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、30 番は許可相当と決定します。 続いて、31 番について事務局から説明してください。
事務局	申請者は農業の規模縮小を考えており、申請地の有効利用を考えていたところ、土

木業を営む法人から資材置場として借りたいと申入れがあったため転用するものです。

借受法人は足柄上郡中井町に拠点がありますが、横浜市内での受注が増えており、また旭区に取引会社もあります。現在は資材を足柄から運んできたり現場へ直接発注している状況で非効率であるため、旭区で資材置場を探していました。2か月分の工事で使用するブロックやコンパネ等を保管する計画です。旭区内でインターチェンジから10分以内、環状2号線から数分程度、500㎡ほどの土地を探していたところ申請地しかありませんでした。

立地基準は2種農地です。市街化区域から500m以内で農地の集団が10ha未満です。

被害防除について、周辺に農地はありません。敷地は、全面砂利敷とし雨水は自然浸透とします。周囲は南側に既存擁壁があり、それ以外はコンクリートブロック1段～4段を設置します。

所有農地に違反転用はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

31番について、佐藤推進委員の意見はいかがですか。

佐藤推進委員

周囲に農地はなく特に問題ないと考えます。

議長

31番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、31番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、31番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。34番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は不動産賃貸業等を営む法人で、主に保土ヶ谷区にて土木工事業を営む法人から、資材置場用地の賃貸の要望を受けており、このたび申請地が見つかり申請に至りました。

借受法人は、保土ヶ谷区仏向町にて資材置場を借りていますが、地権者の都合で移転を求められています。また、現事業地も保有資材の増加から収用限界となっており、資材の出し入れの際に車両を路上に駐車せざるを得ず、また、事業地からは遠い栄区の代表自宅に資材を分散して仮置きせざるを得ない状況で、不便が生じています。このため、移転分及び拡張分とあわせて500㎡程度の代替地を、取引先や協力会社の多い保土ヶ谷区や旭区の近隣かつ住宅が少ないエリアで探していました。申請地は取引先等へのアクセスも良く、前面道路の幅や必要面積等の条件も合うことか

ら選ばれました。

立地基準は、第3種農地です。500m以内に川島小学校、川島町公園があり、前面道路に上・下水管が埋設されています。

敷地内は緑地を除き砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。隣接に農地はなく、周囲は既存のコンクリートブロック及びフェンス等に囲まれているため、それらを活かします。

所有農地に違反転用はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

34番について、白井委員の意見はいかがですか。

白井委員

特に問題ないと考えます。

議長

34番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、34番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、34番は許可相当とし市に進達します。

続いて、35番ですが、議事参与の制限により、栗原智委員はいったん退室をお願いします。

(栗原智委員退室)

それでは35番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は川崎市中原区に本店を置く、首都圏で運送業を営む法人です。現在、賃借している駐車場は管理者から今年中の解約を要求されています。そのため合計24台分の新たな駐車スペースが必要となり、申請に至りました。申請地は事務所や幹線道路から近く、面積も適当なため選定されました。

立地基準は第3種農地です。500m以内に市立中川中学校と早瀬かなりあ公園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。

被害防除について、敷地内は全面砕石敷きとし、雨水は自然浸透とします。

北側、東側境界および南側、西側道路沿いに、新設コンクリートブロックを5段積みにし、メッシュフェンスを新設します。隣接地に農地はありません。

所有農地に違反転用はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

35番について、吉野推進委員の意見はいかがですか。

吉野推進委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	35 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、35 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、35 番は許可相当とし市に進達します。 栗原智委員の入室をお願いします。  (栗原智委員入室)  続いて、36 番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、菅田町で運送業を営む法人です。現在、賃借している駐車場が手狭で、搬出入のスペースがなく業務に支障をきたしています。また受注件数の増加のため 2 t トラックの増車を予定しています。そのため合計 22 台分の新たな駐車スペースが必要となり、申請に至りました。申請地は事務所や幹線道路から近く、面積も適当なため選定されました。 立地基準は第 3 種農地です。500m 以内に菅田中学校、保育園こりすがあり、前面道路に上下水管が埋設されています。 被害防除について、敷地内は一部のアスファルト舗装部分を除き、碎石敷きとし、雨水を自然浸透させます。また、浸透柵、浸透トレンチを設置し、前面道路の U 字溝に接続します。北側は既存コンクリートブロック及びフェンス、南側は既存土留めを活かします。東、西側は新設のコンクリートブロック及びフェンスを設置します。 所有農地に違反転用はありません。 他法令の手続きについて、雨水浸透阻害行為について道路局河川管理課で許可を得ています。 計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。
議長	36 番について、金子委員の意見はいかがですか。
金子委員	特に問題ないと考えます。
議長	36 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、36 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、36番は許可相当とし市に進達します。 続いて、37番について事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は、羽沢町で脳神経外科病院を経営しています。救急医療の拡充を図るため、既存駐車場敷地に新病棟を建築することになり、新たに63台分の駐車場が必要になりました。申請地は病院から近く、面積も適当なため選定されました。なお、駐車場と病院間は送迎車で送迎します。</p> <p>立地基準は第3種農地です。300m以内に羽沢インターチェンジの入口がありません。</p> <p>被害防除について、南側の隣接農地との境界に土留を設置します。駐車場の外周にネットフェンスを、南側の住宅との境界に目隠しフェンスを設置します。敷地内は切土、盛土により平坦にし、駐車場部分を砕石敷きにして、法面は藁芝で保護します。西側にアスファルト敷きのスロープをつくり、両脇にガードレールを設置します。雨水は新設側溝での集水に加え、浸透トレンチを設置し、オーバーフロー分を案内図北側の細長い部分に設ける排水施設を通し、河川へ排出します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令の手続きについて、宅地造成に関する工事の許可について建築局調整区域課で申請受付済みです。雨水浸透阻害行為について道路局河川管理課で許可を得ています。また、西側に隣接する譲渡人所有の駐車場敷地の一部を通行可能にし、公道へ接続できるようにします。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	37番について、平本委員の意見はいかがですか。
平本委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	37番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、37番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、37番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第4号議案「農地法第5条の規定に基づく許可取消願に対する意見決定について」審議します。1番について、事務局から説明してください。
事務局	この許可申請は令和4年10月の総会案件で、義姉の土地に自己住宅を建築する申請があったものです。農業委員会総会において許可相当として横浜市に進達し、11月

22日に農地転用許可が出ています。同日付で建築局から都市計画法に基づく開発許可も出ています。

しかし、許可後に建築会社が現地調査したところ、申請地上空のJRの送電線にたるみがあり地上高が他の線架下よりも低いと申請者に指摘がありました。

そこで、JRに詳細な調査が依頼された結果、申請地付近では鉄塔と鉄塔の間隔が長く、特に申請地上空の送電線の地上高が低いことが判明しました。このため、安全上の問題から計画通りの自己住宅の建築が現実的に不可能であることが判明したため許可取消願に至りました。

やむを得ない事情と考えられ、また、今後農地利用を続けるとのことで取消相当であると考えています。

議長 1番について、佐藤推進委員の意見はいかがですか。

佐藤推進委員 10月審議を行った案件ですが、その後JRの調査で架線が低いことが分かったとのこと。取消はやむを得ないと考えます。

議長 1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

森田推進委員 東電は分筆して建築物への指導を行っているが、JRは行わないのか。怠慢であるというのが私の意見です。

議長 他に意見、質問等がありますか。  
無いようですので、1番について許可取消相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、1番は許可取消相当とし市に進達します。  
続いて、第5号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。63番から67番までについて、事務局から説明してください。

事務局 63番について、立地基準は第2種農地です。11年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

64番について、立地基準は第2種農地です。11年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

65番について、立地基準は第2種農地です。11年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

66番について、立地基準は第3種農地です。26年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

67番について、立地基準は第3種農地です。11年間資材置場として使用されてい

ることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

議長

63番から67番までについて、委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、63番から67番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、63番から67番までにつきまして証明交付とします。  
続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。  
15番について、事務局から説明してください。

事務局

相続人は、被相続人と一緒に主に露地野菜を栽培してきた方ですが、現在は全ての農地を利用権で賃貸しています。当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。

2月13日に地区担当委員の白井委員と相続人とで現地立会を行いました。現地調査の結果、農地は新規参入の利用権者により良好に管理されていることを確認しています。

以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えています。

議長

15番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。

白井委員

相続人及び事務局と三者立会を行いました。特に問題はありませんでした。

議長

15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

大立委員

新規参入者が貸付を受けているとのことですが、面積が3反くらいありますけど問題なく耕作できそうなのでしょうか。

事務局

貸付を受けている方はこの土地以外も借りていますがすべて綺麗に耕作されており、この土地についてもネギと里芋を綺麗に耕作されています。スーパーにも卸されているような方で、しっかりと農業経営をされている方と考えます。

議長

他に意見、質問等がありますか。  
無いようですので、15番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長	賛成多数のため、15番は証明交付とします。 続いて、16番について、事務局から説明してください。
事務局	申請地は露地野菜畑です。現地調査の結果、農地として良好な状態であることを確認しており、相続人は今後も引き続き農業経営されるということです。除外物件は簡易トイレが1か所、農業用倉庫が1か所あります。 申請地の状況については、2月15日に地区担当の小原委員にご確認をいただいております。 以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えます。
議長	16番について、地区担当の小原推進委員の意見はいかがですか。
小原推進委員	相続人及び事務局と三者立会いを行った際は、夏野菜の準備に入っておられました。一生懸命やっておられます。特に問題はありません。
議長	16番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
坂田委員	2㎡の適用除外地とは何なのでしょうか。
事務局	簡易トイレです。
議長	他に意見、質問等がありますか。 無いようですので、16番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、16番は証明交付とします。 続いて、第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。18番について、事務局から説明してください。
事務局	現地調査の結果、果樹畑・露地野菜畑として全ての農地が適正に管理されていることを確認しております。 以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	18番について、地区担当の森田推進委員の意見はいかがですか。
森田推進委員	願出地について事務局の説明とおり、特に問題ありません。

議長	<p>18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、18番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、18番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、19番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、1月17日に地区委員の佐藤推進委員と相続人で立会いを行いました。現地調査の結果、露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しました。</p> <p>以上から、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。</p>
議長	19番について、佐藤推進委員の意見はいかがですか。
佐藤推進委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	<p>19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、19番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、19番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。</p> <p>続いて、20番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、1月17日に地区委員の佐藤推進委員と相続人で立会いを行いました。現地調査の結果、露地野菜畑及び果樹畑として適正に管理されていることを確認しました。</p> <p>以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。</p>
議長	20番について、佐藤推進委員の意見はいかがですか。
佐藤推進委員	事務局の説明のとおり、適切に管理をされています。

議長	<p>20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、20番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、20番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。</p> <p>続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。16番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>令和4年1月10日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。</p>
議長	16番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢推進委員	生前お会いしたこともありますが大寧に耕作される方でした。主たる従事者で間違いのないと思います。
議長	<p>16番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、16番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、16番は証明交付と決定します。</p> <p>続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。51番から58番までについて事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>54番及び55番は生産量地指定から30年経過したことにより主たる従事者証明を発行せず、他は主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、3月6日(月)を期限として事務局までご連絡ください。</p>
議長	<p>51番から58番までについて、あっせんに協力します。</p> <p>続いて、第10号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。9番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>申請地は農用地区域内の農地です。すでに開園済みであった JA の農園の経営者変更になるので、周辺への影響は軽微と思われます。</p> <p>続けて、配置計画図をもとにご説明します。貸付区画は 1 区画 30 m<sup>2</sup>で、55 区画を開設する計画です。</p> <p>次に開設内容の説明をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農園の名称：内出ファーム</li> <li>・貸付期間：5 年間</li> <li>・貸付けにかかる賃料：年間 21,000 / 区画</li> <li>・募集方法：現地募集看板設置立て看板による公募</li> <li>・申し込み方法：電話</li> <li>・選考方法：先着順</li> <li>・管理者：開設者本人・家族</li> <li>・開園予定（増設部分）：令和 5 年 4 月 1 日</li> </ul> <p>利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。</p> <p>横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和 5 年 1 月 24 日に結んでおります。</p> <p>以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第 3 条第 3 項について適当と認められると考えられます。</p>
議長	9 番について、地区担当の小原推進委員の意見はいかがですか。
小原推進委員	事務局の説明のとおり、問題ありません。
議長	9 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
森田推進委員	車で来られる方が 0 人とは思わないのですが、車両の対応はどうするのでしょうか。
事務局	駅から近く徒歩で通作するよう周知いただいていますので、車両対応はないものと想定しています。
議長	他に意見、質問等がありますか。 無いようですので、9 番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9 番は承認と決定します。 続いて、10 番についてですが、議事参与の制限により、野路委員はいったん退室をお願いします。

(野路委員退室)

それでは10番について事務局から説明してください。

事務局

申請地は農用地区域内の農地です。筆の一部は開設者の自作地として残します。農園には北側道路から進入します。周囲に住宅などは無く、周辺への影響は軽微と思われます。

続けて、配置計画図をもとにご説明します。貸付区画は1区画 30㎡で、24区画を開設する計画です。

開設内容詳細については事業計画書のとおりです。

- ・農園の名称：レンブルーフーム2
- ・貸付期間：3年間
- ・貸付けにかかる賃料：年間33,000/区画
- ・募集方法：現地募集看板設置立て看板による公募
- ・申し込み方法：電話等
- ・選考方法：先着順
- ・管理者：開設者本人・家族
- ・開園予定（増設部分）：令和5年3月1日

利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。

横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和5年2月8日に結んでおります。

以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。

議長

10番について、森田推進委員の意見はいかがですか。

森田推進委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

議長

10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、10番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、10番は承認と決定します。

野路委員の入室をお願いします。

(野路委員入室)

続いて、第11号議案「農用地利用集積計画案の審議について」審議します。事務

局から説明してください。

事務局

今回、本農用地利用集積計画が決定されますと、3月24日発行予定の横浜市報に市の計画を定めた旨の公告が掲載され、4月1日から利用権設定が開始になる予定です。今回、全体の設定筆数は計312筆で、面積は249,969.11㎡です。このうち、2の表が農地中間管理事業として神奈川県農業公社が借りるもの、3の表が一般法人等が借りるものです。31ページ以降が各筆明細です。この表は、左から、利用権を設定する農地、貸し手、貸借の条件、借り手という構成になっています。1件ごとの個別説明は省略させていただきます。

こちらの議案の説明は以上です。

議長

第11号議案について、意見、質問等がありますか。

無いようですので第11号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、第11号議案については決定とします。

続いて、第12号議案「農用地利用配分計画案の意見照会について」審議します。事務局から説明してください。

事務局

本議案は、農業公社が作成した「農用地利用配分計画」の案について、ご意見をお伺いするものです。3の「区別設定内容一覧」をご覧ください。こちらの46筆は、農地中間管理事業として神奈川県農業公社が借りるものです。農業公社が作成する「農用地利用配分計画」により、実際の耕作者へ貸し付けが行われます。次の55ページ以降が各筆明細です。各筆明細のうち、右から2番目の欄「権利の設定を受ける者」が、実際の耕作者です。先ほどの11号議案の利用集積計画が公告されますと、4月以降に、この利用配分計画の決定手続が行われ、農業公社から実際の耕作者への貸借が始まる流れとなります。このため、利用配分計画の始期は令和5年6月1日となっております。

議案の説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長

第12号議案について、意見、質問等がありますか。

無いようですので、第12号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長	賛成多数と認め、第12号議案については承認とします。 以上で、議事については終了しましたので、報告事項第1号から第9号について、野路委員お願いします。
野路委員	報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告。
野路委員	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。 続いて、第9号について、事務局から説明をしてください。
事務局	1月総会後に行われた農地利用最適化推進委員選定委員会において審議をしました第8期農地利用最適化推進委員候補者について、お手元の名簿のとおり選定されましたのでご報告します。本日付で各候補者へ決定の通知を送付する予定です。
野路委員	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第9号を了承とします。 これをもちまして、第32回総会を終了します。  (午後16時05分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和5年 月 日

議長

署名人

署名人

令和5年2月24日開催 第32回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		出席	議事録署名人
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	
9	阿部敏		出席	議事録署名人
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		出席	
12	河原俊一	連合会理事	欠席	
13	大塚喜彦		出席	
14	関戸裕一		出席	
15	平本武夫		出席	
16	小池誠一郎		欠席	
17	小川名重典	連合会理事	出席	
18	白井秀幸		出席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	栗原茂		出席	
3	小山正博	連合会理事	出席	
4	齋藤公		出席	
5	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
6	永島善範		出席	
7	根本栄治		出席	
8	吉野幸弘		出席	
9	飯田清		出席	
10	内田英一		出席	
11	大矢勝		出席	
12	小原甲史		出席	
13	齋藤春美		欠席	
14	佐藤孝春		出席	
15	新川和生		出席	
16	森田喜八郎		出席	
17	吉濱勝	連合会理事	欠席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし